

○滅失紛失汚染又は毀損外貨国債証券の買
入しよう却について

(昭和28年5月19日 蔵理第11517号
大蔵省理財局長から 日本銀行国債局長あて)

滅失紛失汚染又は毀損外貨国債証券のうち原契約において代証券を交付することを定めている銘柄については代証券交付の請求ある場合には代証券の交付に代えて別紙要領により買入しよう却することとしたから命により通知する。

別紙要領

1. 滅失紛失汚染又は毀損外貨国債証券（以下滅紛失等証券という）については代証券交付の請求者（以下交付請求者という）の同意を得た場合においては代証券の交付に代えて当該滅紛失等証券の買入しよう却を行う。
2. 交付請求者が前項の規定による買入しよう却に同意しない場合においては市場より同種の公債を買上げの上交付すると共に、当該滅紛失等証券を買入しよう却する。
3. 滅失又は紛失証券については前2項の規定により買入しよう却する場合には交付請求者が請求した日より6ヶ月以上を経過しなければならない。なおこの場合には「国債＝関スル法律」第6条に準じ担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。
4. この要領による買入しよう却については、その資金は別に交付する。但し原契約の定める減債基金の運用によりこれを行うことができる場合を除く。
5. この要領による取扱に要する手数料については、当該滅紛失等証券の買入しよう却に関する手数料の外は交付しない。